

お知らせ掲示板

くらし

10月は市県民税・森林環境税第3期の納期です

納期限は10月31日(金)です。納期限までに支払いください。

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は近くの金融機関、郵便局またはインターネットで申し込みください。詳しくは、市ホームページへ。

また、納付書に「地方税統一QRコード」があれば、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や地方税お支払サイト、スマホ決済アプリ等で市税の納付ができます。利用方法等については地方税お支払サイトを確認ください。

【市ホームページ】

【地方税お支払サイト】



(納税課 ☎328-2204)

公的年金を受給している方で65歳になった方へ

公的年金等を受給している方で、令和6年4月2日～令和7年4月1日の間に満65歳になった方(昭和34年4月3日～昭和35年4月2日生まれの方)は、10月から市民税・県民税・森林環境税の納付方法が公的年金等からの特別徴収(天引き)へ変更になります。

【※】令和7年4月1日現在

- ・公的年金を年間18万円以上受給している方で市民税・県民税・森林環境税が課税となる方
- ・公的年金から、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引かれた残額が、市民税・県民税・森林環境税額よりも多い方

※収入や控除の状況により、公的年金からの特別徴収の対象にならない場合があります。

※公的年金等の収入以外に、給与などの所得がある場合、その所得にかかる税額は、給与からの特別徴収または普通徴収になります。

※年金保険者からの年金振込通知書に記載されている「個人住民税」と「市民税・県民税・森林環境税」は、同じ税金です。

詳しくは、市民税課へ。

(市民税課 ☎328-2183)

「定額減税に伴う不足額給付金」申請期限は10月31日(金)【当日消印有効】です

給付金の対象者へ、8月以降通知物を送付しています。「支給要件確認のお知らせ(支給要件確認書)」が届いた方は、申請が必要です。

申請期限を過ぎた場合は支給を受けられなくなりますので、早めに申請ください。

【※】10月31日までに、確認書に必要な事項を記入し口座情報が分かる書類の写し等を添えて郵送または確認書内のQRコードから電子申請

なお、対象になると思われるにもかかわらず通知物が届いていない方はコールセンターへ電話ください。

熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター ☎355-8866 (平日午前9時～午後5時)

(健康福祉政策課)



新しい図書サービスが始まります

10月1日(水)から市内すべての図書館・図書室等で新しい図書サービスが始まります。

■おうちで利用者登録

自宅からインターネットを使用して図書館カードの新規申し込み等ができるようになります。

■図書館カードの電子化

スマートフォンなどから、図書館ホームページにアクセスし、マイライブラリを開くと図書館カードのバーコードを表示できるようになり、図書館カードを忘れた場合でも本を借りることができます。

■Web書棚

インターネットで図書館資料を本棚に並んでいるように見ることができるようになり、本を見つけやすくなります。

■読書チャレンジ

利用者が目標期間、目標冊数を設定し、マイライブラリの読書チャレンジ画面で達成度や貸し出し状況などの確認が可能となります。

(市立図書館 ☎363-4522)



決算審査意見書などを公表しています

【場】情報公開窓口(市庁舎地下1階)、市立図書館・分館、くまもと森都心プラザ図書館、公民館図書室、市ホームページ 【※】令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算および基金運用状況審査意見書、令和6年度公営企業会計決算審査意見書、令和6年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見書、令和6年度内部統制評価報告書に係る審査意見書

※審査意見書とは、決算書等の計数の

正確性を検証し各比率等が正しく算定されているか、また、評価報告書における評価が適切に実施されているか、などを審査し監査委員の意見を付したものです。

(監査事務局 ☎328-2763)

いいはなし 楽な仕事 そんなのない(若者消費者啓発標語より)

「いいねを押すだけ」「スタンプを送るだけ」等の簡単に稼げる副業に応募したところ、まず振り込みするよう指示され、さまざまな理由で何度も振り込んだが、結局報酬は得られなかった等の相談が寄せられています。

➡消費者へのアドバイス

- ・「簡単に稼げる」は、うのみにしない!
- ・稼ぐはすが、お金の振り込みを求められたら、要注意!
- ・副業、アルバイトを始める前に、家族等周りの人に相談!

消費者トラブルで困ったときは、一人で悩まず、まずは相談ください。

(消費者センター ☎353-2500)



災害時にも使えるEV充電設備をご存じですか?

西部環境工場(ごみ処理施設)ではごみ焼却時の熱を利用して発電を行っており、作られた電気は城山公園の電気自動車(EV)用急速充電器で利用できます。

ごみ焼却施設が稼働し続ける間は、災害時でも使用可能です。※有料。

環境にやさしい電気を使用しますので、ぜひ利用ください。

詳しくは、市ホームページへ。

(脱炭素戦略課 ☎328-2355)



資源物等の持ち去り対策にご協力ください!

資源物等の持ち去りを防ぐ環境づくりを進めるために、「持ち去り禁止意思表示袋」の使用希望者を募集しています。(個人向けの配布。)

協力いただける方は区役所総務企画課または、事業ごみ対策課まで受け取りにきてください。

また、持ち去り行為を見かけた際は、電話・LINEでの情報提供をお願いします。

※提供された情報を元に、パトロールや指導を行います。

詳しくは、市ホームページへ。



個人配布

情報提供

(事業ごみ対策課 ☎328-2362)

西部環境工場 可燃性破砕ごみ受け入れ停止について

【期】10月6日(月)～11日(土)

破砕機の年次点検を行うため、上記の期間において、可燃性破砕ごみ(長辺が1mを超える木製家具など)の受け入れができません。期間中は、東部

環境工場への持ち込みをお願いします。

(環境施設課 ☎328-2431)

農業用危険物貯蔵タンクの維持管理は大丈夫ですか?

農業用燃料タンクからの油漏れは、河川や地下水に悪影響を与えるだけにとどまらず、火災につながる恐れもあります。さらに、油の回収作業には莫大な費用がかかり、その費用は、事故を起こした者(原因者)が負担することになります。油漏れ事故を防ぐために定期的な点検を行い、タンクの老朽化を防ぎ、漏れの兆候を見逃さず、早めの修理を心がけ、維持管理を徹底しましょう。

(消防局規制課 ☎363-2249)

避難施設を適正に維持管理しましょう!

火災は、いつ、どこで起きるかわかりません。

日頃から、避難施設の適正な維持管理をお願いします。

■維持管理のポイント

- ・階段、廊下、避難経路上の扉の近くに荷物やゴミを置かない。
- ・防火戸、防火シャッターの付近に、開閉の障害となる荷物やゴミを置かない。

(消防局予防課 ☎363-0263)

市公式LINEで「災害・消防情報」を配信しています

災害時の避難や日頃の防災・防火に活用していただくために、「熊本市災害情報」をLINEで受信することができます。

【市公式LINE】



- ①市公式LINEのメニュー画面から「防災・災害」をタップ
- ②右下の「災害・消防情報受信設定」をタップし、火災や救助など消防に関する情報や防災情報など受信したい項目を選択
- ③最後に「回答」をタップして内容確認後、「送信」をタップして設定完了



(消防局情報司令課 ☎363-7137)

貯水槽を適切に管理しましょう

貯水槽(水道水等をためるタンク)が設置されている建物の管理者は、日常的な管理のほか、衛生管理を徹底しましょう。

- ・1年に1回は貯水槽内の清掃・検査を行いましょう
- ・貯水槽周辺は清潔に保ちましょう
- ・定期的に貯水槽のひび割れや、ふたの破損がないか確認し、日頃から貯水槽内の水の汚染防止に努めましょう

(生活衛生課 ☎364-3187)

くらしの中の人権 142

部落差別(同和問題)の解消に向けて

私たちは、本来、一人ひとりが「個人」として尊重されるべきであり、住所や出身地などによって差別を受ける理由は何らありません。

部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が様々なかたちで現れている、わが国固有の重大な人権問題です。

日本国憲法の下、平等の原則は保障されていますが、今なお、偏見を助長しかねない土地に関する調査やインターネット上での誹謗中傷の書き込みなどが発生しており、差別が完全に解消されたとはいえません。

偏見や差別に基づくこうした行為は、他者の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

私たち一人ひとりが、部落差別(同和問題)について学習し、正しい認識を持ち「差別をなくす」取り組みを進める必要があります。

(人権政策課 ☎328-2333)

毎月確認! 自転車の交通ルール

【第5回】

自転車に乗って歩道を走る場合、歩行者とすれ違いができないときは、早めにベルを鳴らして歩行者に避けてもらわなければならない。

答え、解説は20ページ



高校3年生までの
こどもを対象とした
「ヘルメット購入補助」
を実施中! ➡



(地域交通支援課 ☎328-2259)